



福岡医発第 2015 号 (地)
令和 6 年 10 月 21 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の運営支援について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、第 8 次福岡県保健医療計画においては、「在宅医療の退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り」の機能確保のため、関係機関の連携体制の構築などを担う「在宅医療に必要な連携を担う拠点」（以下「連携の拠点」）に各郡市区医師会が位置付けられているところです。

現在、各医師会におかれましては、連携の拠点として福岡県在宅医療提供体制充実強化事業や在宅医療・介護連携推進事業等において、各地域の実情に応じた取組みの検討及び実施がなされており、本会としても毎年実施している訪問診療に関する調査結果を踏まえ、各地域の協議会等に役員が参加し助言させていただくなど、各医師会の取組みを支援させていただいております。

今般、福岡県保健医療介護部より、下記のとおり本会を含む関係機関において連携の拠点に対する運営支援を行うことについて周知依頼がありました。

つきましては、貴会において連携の拠点として退院時から看取りまでの包括的かつ継続的な在宅医療・介護サービスの提供体制の構築等を進めるにあたり、必要に応じて下記の支援機関にご相談等いただきますようお願いいたします。

なお、厚生労働省においても、別添のとおり在宅医療の体制整備に関する相談窓口が設置されておりますので併せてご連絡いたします。

記

【連携の拠点の整備・運営支援機関等】

関係機関	主な取組
公益社団法人福岡県医師会 (県委託：在宅医療充実強化支援事業)	・在宅医療提供体制充実強化を目的に郡市区医師会が実施する在宅医療に係る協議会や情報交換会等への出席及び助言

小郡三井医師会より

在宅医療担当理事 柳大三郎
会長 島田昇二郎

保健所	・「郡市区医師会が連携の拠点として実施する取組（在宅医療提供体制充実強化事業）」と「市町村が在宅医療・介護連携推進事業として実施する取組」との在宅医療の圏域（二次保健医療圏）内外の連携支援等
福岡県 高齢者地域包括ケア推進課	・在宅医療提供体制充実強化事業に係る補助内容の助言 ・在宅医療に係るデータの提供（在宅療養支援診療所等調査（県医師会との合同調査）結果提供含む）
【参考】 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社（県委託：在宅医療・介護連携従事者支援事業）	・在宅医療・介護連携推進事業の取組への助言（個別相談会・研修会の開催が決まり次第案内されます。市町村からの委託事業（在宅医療・介護連携推進事業）の相談に御活用ください。）

6 高ケ推第 1 0 2 5 号
令和 6 年 1 0 月 1 1 日

公益社団法人 福岡県医師会 会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(高齢者地域包括ケア推進課)

「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の運営支援について

平素から本県の保健医療介護行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本県におきましては、福岡県第 8 次保健医療計画において、「在宅医療の退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り」の機能確保のため、関係機関の連携体制の構築などを担う「在宅医療に必要な連携を担う拠点」（以下「連携の拠点」という。）に各郡市区医師会を位置付けさせていただいたところで

す。

現在、各連携の拠点におかれましては、在宅医療提供体制充実強化事業補助金等を活用され、取組の検討・実施がなされていることと存じますが、本県においては、下記のとおり、貴会をはじめとした関係機関において、地域の実情を踏まえて連携の拠点の運営支援を行うこととしておりますので、貴会関係者及び各郡市区医師会に対して御周知いただきますようお願いいたします。

なお、標記について厚生労働省医政局地域医療計画課から別添のとおり事務連絡がありましたので、併せて御周知くださいますようお願いいたします。

記

【連携の拠点の整備・運営支援機関等】

関係機関	主な取組
公益社団法人 福岡県医師会 (県委託：在宅医療充実強化支援事業)	・在宅医療提供体制充実強化を目的に郡市区医師会が実施する在宅医療に係る協議会や情報交換会等への出席及び助言
保健所	・「郡市区医師会が連携の拠点として実施する取組（在宅医療提供体制充実強化事業）」と「市町村が在宅医療・介護連携推進事業として実施する取組」との在宅医療の圏域（二次保健医療圏）内外の連携支援等
福岡県 高齢者地域包括ケア推進課	・在宅医療提供体制充実強化事業に係る補助内容の助言 ・在宅医療に係るデータの提供（在宅療養支援診療所等調査（県医師会との合同調査）結果提供含む）
【参考】 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 (県委託：在宅医療・介護連携従事者支援事業)	・在宅医療・介護連携推進事業の取組への助言 (個別相談会・研修会の開催が決まり次第案内いたします。市町村からの委託事業（在宅医療・介護連携推進事業）の相談に御活用ください。)

問合せ先

高齢者地域包括ケア推進課
在宅医療係（松尾、若松）

電話：092-643-3275

Email: zaitakuiryou@pref.fukuoka.lg.jp

事 務 連 絡
令和 6 年 7 月 26 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

令和 6 年度厚生労働省委託事業

「地域の在宅医療の体制整備に向けた調査・連携支援事業」における
在宅医療の体制整備に関する相談窓口の設置について

平素より厚生労働行政の推進に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
第 8 次医療計画にて、各都道府県において「在宅医療に必要な連携を担う拠点（以下「拠点」という。）」を医療計画に位置付けることとしたところ、厚生労働省では、各都道府県が進める拠点の整備や運用に関する取組を支援するため、在宅医療の体制整備・多職種連携等に関する支援パッケージを開発し活用することで、課題を抱える都道府県への伴走支援等を実施し、地域における在宅医療提供体制の充実を図ることを目的に、令和 6 年度厚生労働省委託事業「地域の在宅医療の体制整備に向けた調査・連携支援事業（以下「本事業」という。）」を実施いたします。

本事業において、拠点の整備・運営にお役立ていただくため、別紙のとおり、都道府県、拠点、医療機関等から在宅医療の体制整備に関する相談を受け付ける窓口を設置いたしました。

つきましては、貴部（局）におかれては、本事業について御了知の上、積極的にご活用いただくとともに、拠点を担う市町村、保健所、医師会等関係団体等及び管下の医療機関等に周知いただきますようお願い申し上げます。

令和 6 年 7 月吉日

在宅医療に必要な連携を担う拠点の
整備・運営に関わる皆様

有限責任監査法人トーマツ

在宅医療の体制整備に関する相談窓口の設置について

平素より大変お世話になっております。

令和 6 年度厚生労働省委託事業「地域の在宅医療の体制整備に向けた調査・連携支援事業」を受託している有限責任監査法人トーマツと申します。

本事業においては、各都道府県が進める拠点の整備や運用に関する取組を支援するため、在宅医療の体制整備・多職種連携等に関する支援パッケージを開発し活用することで、課題を抱える都道府県への伴走支援等を実施し、地域における在宅医療提供体制の充実を図ることとしております。

本事業の一環として、拠点の整備・運営にあたりお役立ていただくために、下記の要領にて在宅医療の体制整備に関する相談窓口を設置いたします。

拠点の整備・運営に関するお悩みを少しでも解決できればと考えておりますので、是非ご活用ください。

記

- 対象者：在宅医療に必要な連携を担う拠点の整備・運営に関わる皆様（都道府県、拠点、医療機関等）
- 実施期間：2024 年 7 月 26 日～2025 年 2 月 28 日
- 受付時間：平日 9 時から 17 時（年末年始を除く）
- 問い合わせ方法：E-mail または 電話
- お問い合わせ先（本事業受託事業者：有限責任監査法人トーマツ）
E-mail：zaitaku@tohatsu.co.jp
電話：080-3437-9196（携帯）

不在の場合は、メッセージを残していただきますようお願いいたします。担当者より、折り返しご連絡差し上げます。

なお、ご相談いただいた内容は、支援パッケージの開発を行ううえでの参考とさせていただき用途以外には使用しません。

以上